

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>18の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p>					<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>17の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p>				
<p>（処分）</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、<u>別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄</u>に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p>					<p>（処分）</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p>				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は	処分事由

		処理		
略				
17 鳥 取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	障害者 自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	県又は市町 村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 (1) 障害者 自立支援法 の施行に伴 う激変緩和 措置として 同法による 障害福祉サ ービスを提 供する事業 者に対して 行う事業 (2) 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための緊 急的な経過 措置のため の事業 (3) その他 障害者自立 支援法の円 滑な運用を 図るために 実施する緊 急的な事業
18 鳥 取県 こども も未 来基 金	未来を 担う子ど もの健や かな成長 に資する 施策のた め県に寄 附された 寄附金 を、当該	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な次の経 費の財源に充 てるとき。 (1) 子ども （おおむね 18歳以下の 者をいう。

		処理		
略				
17 鳥 取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	障害者 自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	県又は市町 村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 (1) 障害者 自立支援法 の施行に伴 う激変緩和 措置として 同法による 障害福祉サ ービスを提 供する事業 者に対して 行う事業 (2) 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための緊 急的な経過 措置のため の事業 (3) その他 障害者自立 支援法の円 滑な運用を 図るために 実施する緊 急的な事業

施策の実施に要する経費に充てること。			以下同じ。) の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ (子どもが行うスポーツをいう。) の振興に係る経費
--------------------	--	--	--

--	--	--	--

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。
2 鳥取県市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理
1 鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理
2 鳥取県市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理

	ること。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費			
3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康	国民健康保険事業の運営の広域化	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

	ること。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費			
3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康	国民健康保険事業の運営の広域化	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

<p>保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>又は国民 健康保険 の財政の 安定化に 資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。</p>		<p>上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>財源に充てる とき。</p>	<p>保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>又は国民 健康保険 の財政の 安定に資 する事業 に必要な 費用に充 てるこ と。</p>	<p>上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>財源に充てる とき。</p>
<p>3 鳥 取県 後期 高齢 者医 療財 政安 定化 基金</p>	<p>後期高 齢者医療 の財政の 安定化に 資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。</p>	<p>(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する 政令 (平成 19年政 令第 325号) 第19条 の規定 に基づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額 (2) 前 期高齢 者交付</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>				

		金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。